

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ヤマダ電子工業（以下、甲）のおよび労働者代表者（以下、乙）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

第 1 条 対象となる派遣労働者の範囲

本協定は、期間を定めないで雇用される派遣労働者及び期間を定めて雇用される派遣労働者で、別表 1 に掲げる業務に従事する労働者（以下、対象労働者）に適用する。

- 2 対象労働者については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象労働者について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第 2 条 賃金の構成

対象労働者の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、皆勤手当、役付手当、通勤手当および賞与とする。

第 3 条 賃金の決定方法

対象労働者の基本給等の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「3」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下、通達）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の「07409 電子機器部品組立工」および「00704 機械製造技術者」とする。
- (2) 地域調整は、主な派遣先が岐阜県であることから、通達別添 3 に定める岐阜県の指数を使用するものとする。
- (3) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1 の「2」に定める額に 5% を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 基本給

- 対象労働者の基本給等の額は、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、その額は別表2のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
 - (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

職務等級	Aランク	Bランク	Cランク
職務レベル	5年	3年	0年

- (3) 第5条及び第6条の手当以外の手当及び賞与については、直近の事業年度において協定対象者に支給された額の平均額を支給するものとして計算する。
- 2 前項(1)の同額以上であるか否かの比較は、対象労働者の基本給等の額に賞与相当額が含まれているものとして行うものとする。
- 3 会社は、第7条の規定による派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた対象労働者については、基本給の額の1～3%の範囲で基本給に上乘せし、基本給を見直す。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた対象労働者については、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 時間外、深夜、休日手当

時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、就業規則第71条、第72条および第73条に従って支給する。

第6条 通勤手当

対象従業員の通勤手当については、基本給とは別に、次に掲げる金額を支給する。ただし、対象従業員の住居から勤務する場所までの通勤経路（一般に利用し得る最短の経路の長さによる）の距離が片道2km未満の者には支給しない。

通勤手段	片道の距離	金額（月額）
車・バイク	2 km 未満	支給しない
	2 km 以上 10 km 未満	4, 200 円
	10 km 以上 15 km 未満	7, 300 円
	15 km 以上	13, 500 円
電車・バス等 公共交通機関		※通期定期乗車券の実費

※通勤手当は 79 円×所定労働時間数に相当する額を上限とする。

第 7 条 賃金の決定に当たっての評価

第 4 条に掲げる賃金等の決定の方法により対象労働者の賞与または基本給を決定するに当たっては、半期ごとあるいは 1 年間の勤務評価の結果に基づき、見直し検討する。

2 評価の方法は、派遣先から勤務態度や能力・スキル等をヒアリングした結果に基づき、評価者が、対象労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価して第 4 条の第 3 項の昇給の範囲を決定する。

第 8 条 賃金以外の待遇

教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とする。

第 9 条 教育訓練

労働者派遣法第 30 条の 2 の規定に基づき当社が実施する段階的かつ体系的な教育訓練については、キャリアアップ教育訓練計画書に従って、着実に実施する。

第 10 条 その他

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第 11 条 有効期間

本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 8 年 2 月 28 日

甲 代表取締役 山田 和人

乙 労働者代表 （個人情報に付き掲載いたしません）

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	電子機器 部品組立 工	通達に定め る職業安定 業務統計	1,097	1,248	1,336	1,369	1,466	1,565	1,946
2	地域調整	岐阜県 100.5	1,103	1,255	1,343	1,376	1,474	1,573	1,956
3	退職金（5%） 上乗せ後		1,159	1,318	1,411	1,445	1,548	1,652	2,054

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	機械製造 技術者	通達に定め る職業安定 業務統計	1,279	1,456	1,558	1,596	1,709	1,825	2,269
2	地域調整	岐阜県 100.5	1,286	1,464	1,566	1,604	1,718	1,835	2,281
3	退職金（5%） 上乗せ後		1,351	1,538	1,645	1,685	1,804	1,927	2,396

別表 2 対象労働者の基本給、賞与及び手当の額

電子機器部品組立工

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	退職手当上乗せ後(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	担当業務・部署内業務の責任者の立場で生産性の高い職務遂行ができる。	1,441～	169	87	1,697～	≧	1,474	1,548	5 年
B ランク	派遣先の指示のもと、ある程度難易度の高い作業の遂行ができる。	1,326～	145	41	1,512～		1,376	1,445	3 年
C ランク	派遣先の指示のもと与えられた簡易的な作業・機械操作の遂行ができる。	1,152～	121	29	1,302～		1,103	1,159	0 年

(備考)

- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の平均所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、令和 7 年度に対象労働者に対して支給された賞与額の合計額を、当該事業年度の当該労働者の所定内労働時間の合計時間数で除した額により比較するものとする。
- ・手当額には、皆勤手当および役付手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

月平均労働時間 173.54（年間 2,082.48 時間）

- 参考月給
- A 基本給額 250,000 円（時給）1,441 円 手当 15000 円（時給 87 円）
賞与 年間 35 万（時間 169 円）
- B 230,000 円 基本給額（時給）1,383 円 手当 7,000 円（時給 41 円）
賞与 年間 30 万（時間 145 円）
- C 200,000 円 基本給額（時給）1,152 円 手当 5,000 円（時給 29 円）
賞与 年間 25 万（時間 121 円）

別表 2 対象労働者の基本給、賞与及び手当の額

機械製造技術者

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	手当額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	退職手当上乘せ後(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	担当業務・部署内業務の責任者的立場で生産性の高い開発遂行能力がある。	1,826～	0	95	1,921～	≧	1,718	1,804	5 年
B ランク	派遣先の指示のもと、ある程度難易度の高い作業の遂行ができる。	1,700～	0	45	1,745～		1,604	1,685	3 年
C ランク	派遣先の指示のもと与えられた簡易的な機械の作業が遂行できる。	1,385～	0	32	1,417～		1,286	1,351	0 年

(備考)

- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の平均所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、令和 7 年度に対象労働者に対して支給された賞与額の合計額を、当該事業年度の当該労働者の所定内労働時間の合計時間数で除した額により比較するものとする。
- ・手当額には、皆勤手当および役付手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

月平均労働時間 158.87

参考月給	A	290,000 円	基本給額（時給）1,826 円	手当 15,000 円（時給 95 円）
	B	270,000 円	基本給額（時給）1,700 円	手当 7,000 円（時給 45 円）
	C	220,000 円	基本給額（時給）1,385 円	手当 5,000 円（時給 32 円）

※賞与 0 円